

「大谷処理場（し尿処理施設）」の新しい名称を募集します！

1 趣旨

相楽郡広域事務組合では、木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村の各家庭等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を今後も安定的に処理するため、令和元・2年度に基幹的設備改良工事により、大谷処理場（し尿処理施設）を改修して、令和3年4月1日から運用しています。

今回、この施設について、地域住民の皆様により分かりやすく、親しみを持っていただけるような新しい名称を広く募集します。

※令和5年4月1日から新名称に変更する予定です。

2 応募期間

令和4年8月1日（月）～令和4年8月31日（水）

3 応募資格

- (1) 相楽地域（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村）に在住、在勤、在学する人
- (2) 応募作品は1人につき1点まで

4 名称のコンセプト

- (1) 相楽地域のし尿処理施設としてイメージしやすく、覚えやすくて親しみやすいもの
- (2) 商標等で使用されていないもの

5 応募方法

郵送（締切当日消印有効） ※応募にかかる費用は応募者負担
応募用紙に必要事項を記入のうえ、ご応募ください。

6 応募先 ・ お問い合わせ先

〒619-0214 京都府木津川市上戸 15
相楽郡広域事務組合事務局
TEL 0774-72-0421 FAX 0774-72-0470

7 注意事項

- (1) 同じ読みの名称でも、漢字等の表記が異なる場合は別作品とします。
- (2) 施設名称として採用する際は、受賞作品に変更を加える場合があります。

- (3) 自作で未発表のものとし、第三者の権利を侵害しないものに限りま
- (4) 作品の著作権、商標権その他一切の権利は相楽郡広域事務組合に帰属
- (5) 入賞後、虚偽記載や権利侵害等の事実が判明した際には、入賞の取り
- (6) 応募作品は返却しません。
- (7) 個人情報については、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例に基づき
- (8) 受賞作品の発表にあたり、名称及びその理由、受賞者の氏名、居住す

8 選考・発表等

(1) 選考

選考委員会により、入賞作品（最優秀賞1点、優秀賞2点）を選考しま

す。入賞者には書面で通知するほか、組合ホームページで発表しま

す。なお、この発表をもって結果通知に代えさせていただきますので、選



▶大谷処理場（し尿処理施設）

「大谷処理場（し尿処理施設）」 名称応募用紙

フリガナ			
名 称			
名称の説明 考えた理由や、込めた 思いをお書きください。			
フリ 氏 名		住 所	
電話番号		通勤・通学者の場合、 勤務先又は学校名	

※記入漏れがある場合、無効となる場合がありますのでご注意ください。

【締切】 令和4年8月31日（水）